

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年3月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで

申立期間①はA市で集金の人に国民年金保険料を納付し、申立期間②の保険料はB市で納付書により納付したと思う。私の性格上、保険料を未納のままにしておくことは考えられないので、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はいずれも3か月と短期間であり、申立人は、申立期間①及び②を除き20歳から60歳に到達するまでの国民年金加入期間(第3号被保険者期間を除く。)において国民年金保険料の未納は無く、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和52年12月には国民年金被保険者への切替手続を適切に行っており、その後、夫が厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い任意加入対象者となった54年11月以降も引き続き国民年金に加入するなど、国民年金制度に対する関心も高かったと考えられる。

さらに、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①及び②前後の保険料については、いずれも現年度納付されていることが確認できることから、上記のとおり、国民年金制度に対する関心及び保険料の納付意識が高かった申立人が、前後の保険料を納付しながら3か月と短期間である申立期間①及び②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立期間①直前の昭和41年7月から同年12月までの保険料につい

ては、オンライン記録では、当初未納とされていたが、A市の国民年金被保険者名簿において、当該期間の保険料が同年11月に納付済みとされていたことから、平成20年10月に納付記録の追加処理が行われており、申立人の年金記録が適切に管理されていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から38年9月まで

当時、役所から保険料の未納の通知があり、その指示に従い遡って保険料を納付したことが何回かあったことを覚えている。年金手帳や領収証書は大切に保管していたが、夫が定年退職して一人で年金の手続に行った際に、私の保管していた年金手帳や領収証書も併せて持って行ったところ、職員に「もう必要は無い。」と言われたので、夫がその場に置いてきてしまい、証拠となる物は何も残っていないが、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において国民年金保険料が未納とされているのは、申立期間のみであり、かつ、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人は、夫が厚生年金保険被保険者であったことから、婚姻（昭和37年10月）以降は国民年金に任意加入となるどころ、制度が改正となった61年3月までの長期にわたり継続して国民年金に任意加入するとともに、保険料の前納制度も利用するなど、年金制度への関心がうかがえ、保険料の納付意識は高かったものとみられる。

さらに、申立人は、婚姻後に、役所から納付の指示を受けて遡って保険料を納付したことが何回かあるとしていることから、当時、複数回にわたり保険料を遡及納付したとの主張であると考えられるところ、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間直後の保険料については、一括で過年度納付していたものとみられることから、当該期間以外の期間についても遡って保険料を納付していた可能性が考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から51年3月まで

私たち夫婦は、自営業を始めた昭和44年4月から国民年金に加入した。加入手続は夫の分も含めて私が行い、国民年金保険料も私が夫の分と一緒に毎月納付書により金融機関等で納付していた。60歳まで全て納付したものと信じていたところ、ねんきん特別便では申立期間が未納とされていた。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を夫の分と一緒に毎月納付書により納付したとしているところ、i) 申立人及びその夫の国民年金被保険者台帳を見ると、申立人について、昭和47年3月17日に不在被保険者とされ、52年4月1日に住所確認された旨の記載がされている一方、夫については、申立人と同様に47年3月17日に不在被保険者とされた後、住所確認されたのは申立人よりも2年前の50年4月1日とされているが、公簿によると、夫婦は、婚姻した25年11月から60年1月まで住所異動は無い上、夫の納付記録を見ると、住所確認された50年4月以降の保険料は現年度納付されていることが確認できることから、夫の住所が確認されてから2年経過するまでの間、同居していた申立人の住所が確認されなかったとは考え難いこと、ii) 申立人は、自営業を始めてからは、昼間は夫婦共に仕事に出かけていたので不在であったとしているところ、A市では、49年1月からは、それまでの集金人（国民年金推進員）による保険料徴収方法のほかに、一部の昼間不在者等に対しては納付書方式による保険料徴収を開始したとしていることから、申立期間のうち50年4月から

51年3月までの期間については、申立人が夫の分と一緒に納付書により保険料を納付したと考えるも不自然ではない。

一方、申立人は、申立期間の保険料は、納付書により毎月納付したことは覚えているが、納付時期及び納付金額について覚えていないとしており、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である上、前述のとおり、i) A市では、納付書方式による保険料徴収を開始したのは、昭和49年1月からであり、これ以前は、集金人(国民年金推進員)による印紙検認方式であったとしている上、申立人は集金人に保険料を納付したことは無いとしていること、ii) 申立人及びその夫共に47年3月17日に不在被保険者とされ、申立人が住所確認されたのは52年4月1日、夫の住所確認はその2年前の50年4月1日とされていること、iii) 申立人が一緒に保険料を納付したとする夫も申立期間のうち45年1月から50年3月までの期間は未納とされていることから、申立期間のうち45年1月から50年3月までの期間については、申立人が夫の分と一緒に保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間のうち昭和45年1月から50年3月までの保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から61年9月まで
② 昭和63年1月から同年3月まで

母親から私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料も婚姻(平成3年2月)するまで全ての期間納付していたと聞いている。母親は他界しているので、それ以上のことは分からないが、未納とされている期間があることは納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年11月にA市で払い出されており、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の加入者の資格取得状況から、申立人の加入手続は、同年11月頃に行われたものとみられ、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って20歳到達時である55年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間②の保険料は過年度納付が可能であった。

また、オンライン記録を見ると、前述の加入手続時期を基準とすると過年度納付が可能な期間のうち、申立期間②を除く昭和61年10月から62年12月までの保険料は全て納付済みとされていることから、母親は、申立人の保険料の未納期間が生じないように努めていたことがうかがわれる。

さらに、この過年度納付された期間の納付日を見ると、昭和61年10月から62年3月までの保険料の納付日は不明であるものの、同年4月から同年9月

までの保険料の納付日は63年12月28日、62年10月から同年12月までの保険料の納付日は平成2年1月29日とされていることが確認でき、オンライン記録には、元年12月11日に納付書作成と記録されていることから、この納付書が作成された時点で未納とされていた申立期間②を含む昭和62年10月から63年3月までの期間の納付書が発行されたものと推認される。このため、62年10月から同年12月までの保険料を納付し、申立期間②の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、前述のとおり保険料の未納が生じないように努めていた母親が申立期間②の保険料も過年度納付したものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、前述の申立人の加入手続時期を基準とすると、時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年5月から同年7月までの期間及び同年9月から5年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月
② 平成4年5月から同年7月まで
③ 平成4年9月から5年1月まで

私が会社を退職（平成4年1月末）した後に母親がA町で私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていた。ねんきん特別便が送付されてきた時に年金手帳を確認したら、以前母親から渡された国民年金の領収書が出てきて、その中に申立期間①に係る手書きの領収書があった。当該期間は厚生年金保険と重複しているので、この納付した保険料を還付してほしい。

また、申立期間②及び③については、平成4年4月に就職のため、A町からB市C区に転居した頃であり、当時は保険料を納付する余裕が無かったので未納としていたが、同市D区に居住していた時に、この未納保険料を納付するための納付書を受領し、全て金融機関で納付したことを覚えているので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①に係る国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は病気で聴取することができないため、申立期間①に係る加入手続及び保険料納付状況について確認することができない。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年4月16日にA町で払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当

たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年2月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この資格取得日は、同町の申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の資格取得日とも一致している上、申立人が所持する同町発行の平成3年度国民年金保険料納付書の納付記録の3年4月から4年1月までの領収印欄に斜線が引いてあることとも符合する。このため、資格取得日を基準とすると、申立期間①は国民年金に未加入となり、母親は当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立期間①当時の定額保険料月額が9,000円であることから、申立人が所持する申立期間①に係る領収書に記載された保険料月額9,400円と相違する上、当該領収書には、氏名及び国民年金記号番号が記載されていない。

加えて、領収書に記載された保険料月額9,400円は、当時の定額保険料月額9,000円に付加保険料月額400円が加算された金額とみられるものの、オンライン記録及びA町の申立人の国民年金被保険者名簿において、申立人が付加年金に加入したことをうかがわせる形跡は見当たらず、このことは、申立人が所持する同町発行の平成3年度国民年金保険料納付書の納付記録でも、領収印が押された平成4年2月及び同年3月の金額欄は9,000円と記載されていることとも符合する。一方、申立人の保険料を一緒に納付したとする母親のオンライン記録を見ると、昭和50年1月から付加年金に加入し、申立期間①について、定額保険料と併せて付加保険料が納付済みとされていることから、申立人が所持する申立期間①に係る領収書は、母親に係る領収書であるものと推認される。

このほか、母親が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②及び③については、合計しても8か月と短期間である上、申立人は、申立期間②及び③を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において保険料の未納が無いことから、保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間②及び③の保険料は過年度納付したとしているところ、申立人がA町からB市に転居した平成4年4月以降の保険料の納付記録を見ると、申立期間②及び③の前後の期間の保険料がそれぞれ過年度納付（同年4月の保険料が6年4月25日、4年8月の保険料が6年9月30日、5年2月及び同年3月の保険料が7年3月31日に納付されている。）されていることが確認できることから、申立人は、保険料の未納期間が生じないように努めていたことがうかがわれる。このため、納付意識の高い申立人

が、申立期間②及び③の保険料も申立期間②及び③の前後の期間と同様に過年度納付したと考えることも不自然ではない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年5月から同年7月までの期間及び同年9月から5年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から50年3月まで
② 昭和59年2月から同年11月まで

父親がA市で私の国民年金加入手続きを行い、私が婚姻（昭和51年5月）するまでの期間の国民年金保険料は全て父親が納付したと思う。父親は他界したため詳細は分からないが、申立期間①について、未納とされていることは納得できない。

また、ねんきん特別便で申立期間②が未加入とされていることを知ったが、私は、婚姻後任意加入の手続きを行い、その後国民年金の加入をやめる手続きをした覚えは無く、保険料は未納無く全て納付していた。当時の保険料納付についての詳細は覚えていないが、申立期間②は、B市で保険料を納付していたはずである。申立期間②が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は24か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間①を除く国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人は、申立人の申立期間①に係る国民年金加入手続きを行い、保険料を納付したとする父親は、母親の保険料も納付していたとしているところ、母親の納付記録を見ると、昭和50年10月に任意加入しており、同年10月から60歳到達時の前月の55年*月までの国民年金加入期間に保険料の未納が無いことから、父親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年6月7日にA市に払い出されていることか

ら、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って48年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間①の保険料は過年度納付が可能であり、B市の申立人の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者記録によると、いずれも、申立期間①は納付済みとされている上、国民年金被保険者記録の国民年金納付記録欄の申立期間①の各月欄には前住所地で納付済みであることを表す「E」と記載されていることが確認できる。

- 2 申立人は、申立期間②の保険料は、市役所から送付された納付書により納付したとしているところ、申立人は申立期間②の保険料の納付時期、納付場所及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和59年2月21日に被保険者資格（種別：任意）を喪失したとされているが、申立人は、この被保険者資格喪失の手続を行った覚えが無いとしているところ、B市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の資格得喪に係る記録を見ると、申立人が、申立期間②に国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、いずれの記録も申立人は、48年4月1日に資格取得（種別：強制）、51年5月29日に資格取得（種別：任意）、59年2月21日に資格喪失（種別：任意）したとされ、その後、被保険者資格（種別：任意）を取得したのは、同年12月24日とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。このため、申立期間②は、国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することができなかったものとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

私は、A市で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、昭和44年12月にB市に転居するまで国民年金保険料も夫婦二人分を集金人に納付していた。夫は、申立期間が納付とされているにもかかわらず、私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から52年8月までの国民年金加入期間において、申立期間及び45年1月から同年3月までの期間を除き国民年金保険料の未納は無く、申立人が自身の分と一緒に保険料を納付していたとする夫も申立期間を含む36年4月から44年12月までの国民年金加入期間において、保険料の未納は無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が主張するとおり、夫婦連番で昭和35年11月17日にA市で払い出されていることが確認できる。申立人は、申立期間当時、生活状況に特に変化は無かったとしており、前述のとおり、申立人は、申立期間前後の期間の保険料は納付済みとされているほか、申立人が自身の分と一緒に納付していたとする夫は、申立期間の保険料は納付済みとされていることから、申立期間について夫の保険料のみ納付し、自身の保険料を納付しなかったとは考え難い。このため、保険料の納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料を夫の分と一緒に納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知厚生年金 事案5275

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月から20年8月まで

私が保管している給料支払明細書と年金記録の標準報酬月額が違っている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は9万8,000円とされているが、申立人から提出された給料支払明細書等により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(15万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、事業主は、申立人の給料支払明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年8月15日に、資格喪失日に係る記録を39年11月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、38年8月から39年3月までは1万6,000円、同年4月から同年10月までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 15 日から 39 年 11 月 19 日まで
申立期間において、A社に勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、妻にはA社の記録があるにもかかわらず、私には同社の記録が無いことが分かった。

A社で妻と一緒に仕事をしていたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚(申立人の妻を含む。)の証言から判断して、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、上記A社の複数の同僚は、「申立人は、A社で工場長をしていた。」旨証言しているとともに、このうち、申立人の妻は、「申立人(長男)の二人の弟(三男及び四男)も、申立人と同じように、A社で製造・調合の仕事をしていた。」と証言しているところ、当該弟二人には、同社の被保険者記録が認められる。

さらに、申立人の弟(四男)は、「申立人は、正社員として、申立人の妻と一緒に仕事をしていた。申立人の妻に厚生年金保険の記録があるのに、申立人

に記録が無いというのはおかしい。弟の私にも厚生年金保険の記録があるので、申立人だけが特別な取扱いをされていたということはないと思う。また、A社では、入社時期と厚生年金保険の加入時期は同じだったと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚（申立人の弟）の標準報酬月額の記録から、昭和38年8月から39年3月までは1万6,000円、同年4月から同年10月までは3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年8月から39年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（13万4,000円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を13万4,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成16年5月は19万円、同年6月は22万円、同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は26万円、同年10月は24万円、同年11月は26万円、同年12月は24万円、17年1月は22万円、同年2月は26万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は22万円、同年6月は26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年5月から17年6月まで

A社に入社して以来、私の給与額はほとんど変わっていないが、年金記録によれば、ほかの期間と比べて標準報酬月額が少額となっている期間がある。給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成16年5月から同年8月まで13万4,000円と記録されていたところ、同年9月2日付けで、同年5月1日まで遡って9万8,000円に訂正されるとともに、同年9月の定時決定において同額で決定され、申立人の資格喪失日まで継続していることが確認できる。

また、A社の同僚5人の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成16年9月2日付けで、同年5月1日まで遡って3人が9万8,000円、2人が15

万円に訂正されていることが確認できる。

さらに、A社から提出された申立人の賃金台帳により、申立人は申立期間において、当該訂正後の標準報酬月額よりも高額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

加えて、A社の取締役は、「申立期間当時、経営が悪化し、厚生年金保険料を延滞金も含めて滞納していたことから、社会保険事務所の職員と相談し、従業員の標準報酬月額を引き下げた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成16年9月2日付けの標準報酬月額の遡及訂正処理及び同年9月の定時決定処理は、事実即したものと考えることは難しく、申立人の標準報酬月額を同年5月1日まで遡及して減額処理を行う合理的な理由があったとは認められず、申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た13万4,000円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間については上記のとおり、A社から提出された申立人の賃金台帳により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、当該賃金台帳において確認できる保険料控除額又は給与額から、平成16年5月は19万円、同年6月は22万円、同年7月は24万円、同年8月及び同年9月は26万円、同年10月は24万円、同年11月は26万円、同年12月は24万円、17年1月は22万円、同年2月は26万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は22万円、同年6月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しているが、申立人の賃金台帳において確認できる保険料控除額又は給与額に基づく標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人の賃金台帳において確認できる保険料控除額又は給与額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年7月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、7年7月から同年9月までは34万円、同年10月から8年9月までは36万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年10月1日から9年5月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から9年5月1日まで

A社で働き、申立期間に給料が下がったことはなく35万円以上の額であった。ねんきん定期便によると、この期間の標準報酬月額は9万8,000円となっているが、会社からは何の説明も受けていない。当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、平成7年7月から同年9月までは34万円、同年10月及び同年11月は36万円と記録されていたところ、同年12月18日付けで、同年7月1日まで遡って9万8,000円に引き下げられ、申立人の資格喪失日まで同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当時、A社に勤務していた同僚22人の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成7年12月18日付けで、同年7月1日まで遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、当該遡及訂正処理については、申立期間当時、A社の経理・社会保険事務を担当していた事業主の妻が、「当時は資金繰りが悪化し、社会保険料の支払が滞っていた。社会保険事務所の提案により、最初に役員の標準報酬月額を引き下げ、その後、給与額等は下げないまま、全社員の標準報酬月額を引き下げた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成7年12月18日付けで行われた遡及訂正処理は、事実即ちしたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の同年7月から8年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（7年7月から同年9月までは34万円、同年10月から8年9月までは36万円）に訂正することが必要と認められる。

一方、申立人の標準報酬月額の記録は、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）において9万8,000円で決定されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかし、A社において申立人と同様に標準報酬月額の遡及訂正が行われた同僚の所持する給料明細書によれば、当該同僚は、平成7年7月から資格喪失日の前月まで、記録訂正直前と同額の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できることから、申立人についても同様に、8年10月の定時決定以降も記録訂正直前と同額の厚生年金保険料を控除されていたものと考えられる。

また、申立人から提出された所得税確定申告書の控えによると、申立人の平成8年10月の定時決定以降の期間に係る厚生年金保険料は、同年10月1日の保険料率の改定により、標準報酬月額（32万円）に見合う額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年10月1日から9年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の妻が、申立人に係る標準報酬月額を9万8,000円とする届出を行ったことを認めていることから、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間①に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成18年6月は28万円、同年9月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月29日
② 平成18年4月から同年9月まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①については、所持している賞与明細書に記載されているとおり、賞与から厚生年金保険料を控除されていたのに年金記録が無い。また、申立期間②については、年金記録の標準報酬月額が、所持している給与支給明細書の保険料控除額等に基づく標準報酬月額と比べて少額である。これらの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の

賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、申立人の賞与明細書において確認できる保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したと思うと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②のうち、平成18年6月及び同年9月については、申立人から提出された給与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる給与額から、平成18年6月は28万円、同年9月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成18年4月、同年5月、同年7月及び同年8月については、申立人から提出された給与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳において確認できる保険料控除額又は給与額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和28年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月28日から同年9月1日まで

私は、A社において複数の支店で勤務したが、同社B支店から同社C支店への転勤時に年金記録が1か月抜けている。この転勤に特別の事情は無く、他の転勤と同じであった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事表の記載事項、同社からの回答及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し(同社B支店から同社C支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、人事表の記載事項に記載されている異動日は、昭和28年8月20日とされているが、A社は、支店によっては慣例として、異動日が属する月の翌月1日を資格取得日及び喪失日としていたと証言していることから、申立期間については、申立人の同社B支店における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和28年7月の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間の保険料を納付したか否かについては不明としてお

り、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない
判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主
が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）
に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ
とから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成17年4月から19年8月までは24万円、同年9月から20年3月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑥までに係る標準賞与額の記録については、申立期間②は35万2,000円、申立期間③は33万8,000円、申立期間④は36万7,000円、申立期間⑤は34万9,000円、申立期間⑥は36万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月から20年3月まで
② 平成17年12月23日
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月25日
⑤ 平成19年7月25日
⑥ 平成19年12月25日

給与支給明細書の厚生年金保険料控除額と日本年金機構から送付された月別納付額に差異がある。また、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、賞与の記録が無い。申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、9万8,000円とされている。

しかしながら、申立人から提出された給与支給明細書（平成17年4月、同年5月、同年12月から18年2月までの期間、同年7月、同年12月から19年2月までの期間、同年7月及び同年12月から20年2月までの期間）により、申立人は、当該給与支給明細書が提出された期間において、24万円から34万円の標準報酬月額に見合う総支給金額が支給され、22万円又は24万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、申立人から給与支給明細書が提出されていない期間については、前後の月の給与支給明細書で確認できる保険料控除額から、平成17年6月から同年11月までの期間、18年3月から同年6月までの期間及び同年8月から同年11月までの期間は1万6,975円、19年3月から同年6月までの期間、同年8月から同年11月までの期間及び20年3月は1万7,146円の厚生年金保険料額を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認又は推認できる保険料控除額から、平成17年4月から19年8月までは24万円、同年9月から20年3月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明としているが、申立人の給与支給明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、申立期間①に係る当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から⑥までについて、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、当該期間において、33万8,000円から38万4,000円の標準賞与額に見合う総支給金額が支給され、33万9,000円から36万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、前述のとおり、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していた

と認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、申立期間②は35万2,000円、申立期間③は33万8,000円、申立期間④は36万7,000円、申立期間⑤は34万9,000円、申立期間⑥は36万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 9 日

A社から平成16年7月9日に賞与を支給され、賞与支払明細書において厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る記録が無いため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（70万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の賞与支払に係る届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月31日から3年1月1日まで

私は、A社に平成2年12月31日まで勤務し、同年12月の厚生年金保険料が控除されていたのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び事業主の証言により、申立人は、A社に平成2年12月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、事業主が資格喪失日を平成3年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを2年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成3年3月まで

20歳になると国民年金保険料を納付することとされていたので、母親が私の国民年金の加入手続を行い、父親の金融機関口座から、夫婦の国民年金保険料と一緒に私の保険料も口座振替していたと聞いている。年金記録では、平成3年4月から加入したとされているが、こんな中途半端な時期に手続した覚えは無いと言っているし、20歳からきちんと手続をしてくれているはずなので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする母親は、加入手続時期、加入手続場所及び保険料の納付金額などの記憶は無いとしていることから、申立期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、母親が父親名義の金融機関口座から両親の保険料と一緒に申立人の保険料も口座振替していたとしているところ、申立人から提出された父親名義の信用金庫の預金口座の入出金記録によると、申立期間当時、国民年金保険料として引き落とされているのは二人分であり、これは申立期間の保険料が納付済みとされている父親及び母親の保険料と推認するのが自然である。

さらに、申立人及びその母親は、年金記録では、平成3年4月から資格取得したこととされていることに対し、このような時期に資格取得した覚えは無いとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、同年5月9日にA町で行われており、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、被保険者資格取得日は、申立人が所持する年金手帳においても、オンライン記録と同様に同

年4月1日とされていることから、申立人の加入手続は、同年5月頃に初めて行われたものとみられ、申立人は、申立期間は国民年金に未加入であり、母親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年3月まで

昭和56年3月に大学を卒業後、私立高校で非常勤講師をすることになり、将来のことを考えて、同年4月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については、送付されてきた納付書により、A郵便局で3か月ごとに納付した。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年4月に国民年金加入手続を行い、定期的に3か月ごとに保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号及びその前後の被保険者のオンライン記録における加入状況から、58年8月頃に行われたものとみられ、被保険者資格取得日は、申立人が大学を卒業した翌月の56年4月1日とされていることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったことになり、定期的に保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、上記申立人の国民年金加入手続時点を基準とすると、申立期間のうち、昭和56年4月から同年6月までの保険料は既に時効のため、納付することができなかつたと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和56年7月から58年3月までの保険料については、国民年金加入手続時点において過年度納付することが可能であり、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）を見ると、昭和56年度及び57年度の保険料に関する記録の摘要欄には、「納付書送付」との記載があることから、申立人に対し過年度納付書が発送されたことが確認できるものの、

申立人は、申立期間の保険料を年度遅れで遡って納付した覚えは無いとしていることから、過年度納付したとも考え難い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月

私は、何回も転職しているが、私たち夫婦は私が次の就職が決まるまで国民年金に加入し、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付期限内に納付していた。しかし、ねんきん特別便で二人とも申立期間の昭和63年3月の保険料が未納とされていた。所持していた二人の昭和62年度国民年金保険料領収証書を確認したところ、63年1月の領収日付印欄に二つの領収印が押しであり、同年2月の欄に領収印があるものの、同年3月の欄が空白とされている。納付した金融機関は異なるが、二人の保険料を同年1月はA銀行B支店で同年1月29日に、同年2月及び同年3月はC信用金庫D支店でそれぞれ同年2月29日と同年3月30日に納付している。私たちは領収書があるのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する昭和62年度国民年金保険料領収証書の昭和63年1月の領収日付印欄に二つの異なる金融機関の領収印（「領収 63.1.29 A銀行B支店」、「領収 63.2.29 C信用金庫D支店」）が押され、同年2月の欄には「領収 63.3.30 C信用金庫D支店」の領収印が押されていることから、同年1月から同年3月までの保険料を納付したと主張しているところ、この同年1月の領収日付印欄を見ると、A銀行B支店の領収印に黒色インクの「消」のゴム印が押されている上に重ねてC信用金庫D支店の領収印が押されていることが確認できる。この「消」のゴム印が押されていることについて、A銀行B支店では、誤って領収印を押した場合、黒色インクの消印により領収印を取り消す取扱いをしており、同年1月の保険料は収納されていないとしていることから、この同年1月の保険料は、当時同銀行同支店では納付されず、同年2月

29日にC信用金庫D支店で納付されたものとみられる。このことは、当該期間を含む申立人が所持する62年度国民年金保険料領収証書の納付済みとされている62年7月から63年2月までの領収日付とオンライン記録の収納年月日が一致していることとも符合する。

また、申立人が所持する昭和62年度国民年金保険料領収証書の昭和63年3月の領収日付印欄には領収印が無く、申立人は、申立期間に係る収納金融機関保管分の納付書及びE市保管分の領収済通知書を所持しているが、この納付書及び領収済通知書にも領収印が無い上、申立人は、申立期間について督促状や過年度納付書を受け取った記憶は無く、申立期間の保険料を遡って納付したことは無いとしている。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月

夫は、何回も転職しているが、私たち夫婦は夫が次の就職が決まるまで国民年金に加入し、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付期限内に納付していた。しかし、ねんきん特別便で二人とも申立期間の昭和63年3月の保険料が未納とされていた。所持していた二人の昭和62年度国民年金保険料領収証書を確認したところ、63年1月の領収日付欄に二つの領収印が押しあり、同年2月の欄に領収印があるものの、同年3月の欄が空白とされている。納付した金融機関は異なるが、二人の保険料を同年1月はA銀行B支店で同年1月29日に、同年2月及び同年3月はC信用金庫D支店でそれぞれ同年2月29日と同年3月30日に納付している。私たちは領収書があるのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する昭和62年度国民年金保険料領収証書の昭和63年1月の領収日付印欄に二つの異なる金融機関の領収印（「領収 63. 1. 29 A銀行B支店」、「領収 63. 2. 29 C信用金庫D支店」）が押され、同年2月の欄には「領収 63. 3. 30 C信用金庫D支店」の領収印が押されていることから、同年1月から同年3月までの保険料を納付したと主張しているところ、この同年1月の領収日付印欄を見ると、A銀行B支店の領収印に黒色インクの「消」のゴム印が押されている上に重ねてC信用金庫D支店の領収印が押されていることが確認できる。この「消」のゴム印が押されていることについて、A銀行B支店では、誤って領収印を押した場合、黒色インクの消印により領収印を取り消す取扱いをしており、同年1月の保険料は収納されていないとしていることから、この同年1月の保険料は、当時同銀行同支店では納付されず、同年2月

29日にC信用金庫D支店で納付されたものとみられる。このことは、当該期間を含む申立人が所持する62年度国民年金保険料領収証書の納付済みとされている62年7月から63年2月までの領収日付と申立人と一緒に納付していたとする夫のオンライン記録の収納年月日が一致していることとも符合する。

また、申立人が所持する昭和62年度国民年金保険料領収証書の昭和63年3月の領収日付印欄には領収印が無く、申立人は、申立期間に係る収納金融機関保管分の納付書及びE市保管分の領収済通知書を所持しているが、この納付書及び領収済通知書にも領収印が無い上、申立人は、申立期間について督促状や過年度納付書を受け取った記憶は無く、申立期間の保険料を遡って納付したことは無いとしている。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から47年3月まで

私が20歳になった時に、父親がA市で私の国民年金加入手続を行い、加入後の国民年金保険料も納付してくれていたはずである。父親からはいつ、どこで、どのように、いくら納付したのかは聞いていないが、申立期間における父親の確定申告書には国民年金保険料の金額が記載されているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとする父親は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和47年4月1日として婚姻（同年4月*日）後の同年5月23日にB市において夫婦連番で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。このことは、国民年金被保険者台帳及び同市の国民年金被保険者名簿の記載内容とも一致する上、A市において申立人の加入記録が存在しないこととも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、父親は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人は、父親の確定申告書に国民年金保険料の金額が、昭和42年分8,400円、43年分1万8,320円、44年分1万2,880円及び46年分1万5,810円と記載されており、これら記載金額には自身の保険料が含まれている

としているものの、これら確定申告書に記載されている保険料額は、申立期間当時、A市で同居し、国民年金被保険者とされていた父親、母親、兄及び義姉の納付済みとされている期間の保険料額の合計額と全て一致することから、父親が申立人の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から58年9月まで

私は、大学卒業(昭和57年3月)後に、国民年金の加入案内がきたので、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。年金手帳には、「被保険者となった日 昭和57年4月1日」と記載されており、この被保険者となった日から婚姻(59年12月)するまでの期間はどのように保険料を納付していたかよく覚えていないが、私か母親のどちらかが納付していたはずである。また、加入した日から数か月後に昭和56年度の保険料が未納であるとの通知が送付されてきたので、同年度の保険料をまとめて同区役所の窓口で納付した。さらに、婚姻後、20歳から保険料が未納であるという督促状が届いたので、同区役所に相談したところ、保険料に未納があると年金額が少なくなると言われ、54年度と55年度の2年分の保険料を同区役所の窓口でまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学卒業(昭和57年3月)後に国民年金の加入案内がきたので、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、年金手帳に記載されている被保険者となった同年4月1日から国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人は、加入案内がどこから送付されてきたのか、加入案内に入っていた書類・内容については覚えていないとしており、加入手続後に交付される年金手帳の受領方法についても覚えていないとしている。加入後における国民年金加入期間の保険料の納付については、遡ってまとめて納付した記憶は無いとしており、保険料の納付場所、納付方法、納付周期、納付金額などは覚えていないとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間のうち同年4月以降の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、申立人は、年金手帳に記載されている被保険者となった昭和 57 年 4 月 1 日から数か月後に昭和 56 年度の保険料が未納であるとの通知が送付されてきて、さらに、婚姻（59 年 12 月）後、20 歳からの保険料が未納であるという督促状が送付されてきたので、送付後しばらくしてから 56 年度の 1 年分の保険料、54 年度及び 55 年度の 2 年分の保険料をそれぞれ、金融機関ではなく、A 市 B 区役所窓口でまとめて納付したとしているところ、i) 制度上、国民年金被保険者資格取得日以前の国民年金保険料の未納通知及び督促状が発行・送付されることは無いこと、ii) 申立人が納付したと主張する 54 年度、55 年度及び 56 年度の保険料は過年度保険料となるが、同市では、過年度保険料は取り扱っておらず、同区役所窓口でこれら期間の過年度保険料を納付することはできないことから、申立人の主張は不合理である。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 59 年 6 月 2 日に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を 57 年 4 月 1 日（大学卒業の翌月）とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の資格取得日とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立人は、申立期間のうち 54 年 4 月から 57 年 3 月までの期間は学生であったとしていることから、申立人にとって当該期間は任意加入の対象者となる期間であり、この期間について、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできない。このため、申立期間のうち 54 年 4 月から 57 年 3 月までの期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできず、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち同年 4 月から 58 年 9 月までの期間は過年度納付は可能であったものの、申立人は前述のとおり、当該期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から51年3月まで

昭和51年3月頃、妻がA市役所で私たち夫婦の国民年金の加入手続を行った。その加入手続の際に担当窓口の職員から遡って納付することを勧められたので、その場で、妻が、夫婦二人分の保険料（一人当たり35万円か36万円ぐらい）を一括して納付したことを記憶している。遡って納付した期間については、覚えていないが、ねんきん特別便が来る前頃に社会保険事務所（当時）と市役所で年金相談した際に、当時は5年分遡って保険料を納付できる制度があったというようなことを聞いたので、申立期間は加入手続を行った同年3月頃を基準として46年3月からとした。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻がA市役所で夫婦の加入手続を行った際に、担当職員から遡って保険料を納付することを勧められ、遡って納付した期間については、覚えていないものの、ねんきん特別便が来る前頃に社会保険事務所と市役所で年金相談した際に、当時は5年分遡って保険料を納付できる制度があったというようなことを聞いたので、妻が同市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行った昭和51年3月頃を基準として約5年遡った46年3月から51年3月までを申立期間として、その期間の保険料（一人当たり35万円か36万円ぐらい）をまとめて同市役所担当窓口で納付したとしている。この申立人の主張内容から、申立人は、申立期間の保険料を特例納付したとする主張と思われるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記

号番号は、54年2月9日に同市で夫婦連番で払い出されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って37年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期は第3回特例納付実施期間（53年7月から55年6月まで）中であり、申立期間の保険料は特例納付を利用して納付することは可能であった。しかしながら、i）第3回特例納付により申立期間の保険料を特例納付した場合の一人当たりの保険料額は24万4,000円となり、申立人が納付したとする保険料額とは乖離^{かいり}していること、ii）同市では、特例納付による保険料は取り扱っていなかったとしており、同市担当窓口では、特例納付の保険料を納付することはできなかったことから、申立人の申立期間の保険料を納付したとする妻の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、前述の加入手続時期の時点で、申立人は36歳、妻は37歳であったことから、夫婦共に、この時点から60歳到達まで保険料を未納無く納付したとしても、年金受給権の確保（保険料納付月数等が合計で300月必要。）はできなかったものの、B社会保険事務所(当時)が保管する「未納保険料収納内訳書54年2月24日 A市」を見ると、申立人夫婦は昭和51年4月から53年3月までの2年分の保険料を54年2月21日に夫婦一緒に遡って納付していることが確認できる。このため、申立人夫婦は、当該期間の2年分の保険料を遡って納付したことにより、60歳到達までに保険料を未納無く納付した場合、申立人は320月、妻は300月となることから、夫婦共に年金受給権の確保に必要な納付可能月数が確保できたことになる。このことから、申立人夫婦共に申立期間の保険料を特例納付する必要性は乏しかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録及びA市が保管する申立人の国民年金納付記録共に申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から51年3月まで

昭和51年3月頃、私がA市役所で私たち夫婦の国民年金の加入手続を行った。その加入手続の際に担当窓口の職員から遡って納付することを勧められたので、その場で、夫婦二人分の保険料（一人当たり35万円か36万円ぐらい）を一括して納付したことを記憶している。遡って納付した期間については、覚えていないが、ねんきん特別便が来る前頃に社会保険事務所（当時）と市役所で年金相談した際に、当時は5年分遡って保険料を納付できる制度があったというようなことを聞いたので、申立期間は加入手続を行った同年3月頃を基準として46年3月からとした。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で夫婦の加入手続を行った際に、担当職員から遡って保険料を納付することを勧められ、遡って納付した期間については、覚えていないものの、ねんきん特別便が来る前頃に社会保険事務所と市役所で年金相談した際に、当時は5年分遡って保険料を納付できる制度があったというようなことを聞いたので、同市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行った昭和51年3月頃を基準として約5年遡った46年3月から51年3月までを申立期間として、その期間の保険料（一人当たり35万円か36万円ぐらい）をまとめて同市役所担当窓口で納付したとしている。この申立人の主張内容から、申立人は、申立期間の保険料を特例納付したとする主張と思われるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、

54年2月9日に同市で夫婦連番で払い出されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って36年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期は第3回特例納付実施期間(53年7月から55年6月まで)中であり、申立期間の保険料は特例納付を利用して納付することは可能であった。しかしながら、i)第3回特例納付により申立期間の保険料を特例納付した場合の一人当たりの保険料額は24万4,000円となり、申立人が納付したとする保険料額とは乖離^{かいり}していること、ii)同市では、特例納付による保険料は取り扱っていなかったとしており、同市担当窓口では、特例納付の保険料を納付することはできなかったことから、申立人の申立期間の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、前述の加入手続時期の時点で、申立人は37歳、夫は36歳であったことから、夫婦共に、この時点から60歳到達まで保険料を未納無く納付したとしても、年金受給権の確保(保険料納付月数等が合計で300月必要。)はできなかったものの、B社会保険事務所(当時)が保管する「未納保険料収納内訳書54年2月24日 A市」を見ると、申立人夫婦は昭和51年4月から53年3月までの2年分の保険料を54年2月21日に夫婦一緒に遡って納付していることが確認できる。このため、申立人夫婦は、当該期間の2年分の保険料を遡って納付したことにより、60歳到達までに保険料を未納無く納付した場合、申立人は300月、夫は320月となることから、夫婦共に年金受給権の確保に必要な納付可能月数が確保できたことになる。このことから、申立人夫婦共に申立期間の保険料を特例納付する必要性は乏しかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録及びA市が保管する申立人の国民年金納付記録共に申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年9月頃から30年1月頃まで
② 昭和46年4月1日から同年7月8日まで

申立期間①について、私は、A社に昭和25年9月頃に入社し30年1月頃に退社した。当時、同僚と、「事業主が、私たちの厚生年金保険料を掛けてくれているだろう。」と話をしていた覚えがあるので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、入社試験を受けて、昭和46年4月にB社C支店に本採用になり、D町での研修も受けているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の同僚の証言、申立人が申立期間の後に勤務したB社C支店から提出された人事記録などから判断して、申立人は、少なくとも、昭和25年4月から28年10月までの期間についてA社に勤務していたことがわかる。

しかし、A社の厚生年金保険適用事業所台帳によると、同社は、昭和29年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、同年10月30日に適用事業所ではなくなっていることから、申立期間①のうち、25年9月から29年1月1日までの期間、同年10月30日から30年1月までの期間、及び上記の勤務実態がうかがわれる期間について、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立期間①のうち、昭和28年10月から30年1月頃までの期間について、商業登記簿謄本によると、A社は、昭和49年10月*日に解散し、当時の事業主は既に死亡している上、同社の同僚は、「申立人が勤務していたこと

は覚えているが、いつまで勤務していたのかについては覚えていない。」と証言しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間②について、B社C支店から提出された人事記録により、申立人が当該期間において同社同支店に事務員として勤務していたことが認められる。

しかし、B社C支店が加入していたE共済組合は、「人事記録に「事務員」として記載されていることから、申立人は正職員として勤務していたものと思われる。このため、申立人は申立期間において厚生年金保険ではなく、共済組合に加入していたものと思われる。」と回答している。

また、申立期間当時、B社C支店において厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚は、人事記録に「臨時補充員」と記載されており、申立人とは異なる身分であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月 11 日から 46 年 9 月 6 日まで
申立期間において、A社又はB社のどちらかの会社で、営業の業務に従事した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社C支店から提出された履歴書、同社から提出された在籍証明書、及び同社の複数の同僚の証言から、申立人が昭和 46 年 2 月 2 日から同年 8 月 31 日までの期間、同社同支店に勤務していたことが認められる。

しかし、上記履歴書には、申立人の履歴が「46.2.2 入社バイト、46.8.31 退社」と記載されているところ、現在のB社の事務担当者は、「申立期間当時の社会保険関係の資料が無いため、申立人の厚生年金保険の取扱いについては分からない。しかし、履歴書に記載されているようなアルバイトやパートの従業員については、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と回答している上、申立期間当時の同社C支店の営業課長も、「アルバイトは、厚生年金保険に加入していなかったはずだ。」と証言している。

また、B社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月 26 日から 44 年 3 月 4 日まで
② 昭和 45 年 1 月 5 日から同年 9 月 25 日まで

A社は、夫の父親が経営していた会社で、私たち夫婦は、住み込みで働いていた。

申立期間①及び②については、夫と一緒に働いており、出産・病気等で休職したことが無いにもかかわらず、夫にはA社の厚生年金保険の記録があり、私に記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚の証言から判断して、期間は特定できないものの、当該期間当時、申立人が同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、A社は、昭和 45 年 9 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、商業登記簿謄本によると、同社は、平成 8 年 6 月 * 日に解散している上、申立人が、当時、同社の事業主だったとして名前を挙げている者は、既に死亡していることから、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、当該期間当時の申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の氏名が被扶養者欄に記載されていることが確認できる。

さらに、申立期間①について、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、資格喪失日は昭和 42 年 6 月 26 日、健康保険被保険者証の返納日は同年 7 月 3 日、資格喪失に係る進達日は同年 7 月 6 日と記載されており、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間②のうち、昭和45年3月から同年8月までの期間について、オンライン記録によると、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から平成5年4月まで

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、給料支払明細書の総支給額よりも低額となっているので、実際の支給額に対応した標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和63年、平成2年及び3年については、申立人から提出された給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票により、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給与額が支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立期間のうち、昭和63年、平成2年及び3年については、申立人の給料支払明細書等の保険料控除額又は給与額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

申立期間のうち、昭和61年、62年、平成元年、4年及び5年1月から同年4月までの期間については、申立人は、給料支払明細書等の給与額及び保険料控除額が確認できる資料を所持していない上、A社は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、申立期間当時の事業主は入院中であるため当時の話は聞けない。また、申立期間当時の事務担当者の名前も分からないため、厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる

複数の同僚は、「自分の標準報酬月額は合っていると思う。」、「厚生年金保険の取扱いについては、分からない。」と証言しているところ、いずれの同僚からも給料支払明細書の提出が無いことから、当該期間における同社の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、上記の複数の同僚の標準報酬月額についてオンライン記録を確認したところ、被保険者期間が同一ではないため一概に比較することはできないが、申立人の標準報酬月額の推移と特段の差異は認められず、申立人の標準報酬月額のみが不自然である状況はうかがえない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月1日から41年8月1日まで

私は、昭和32年1月5日にA社に入社し、平成8年3月31日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の証言から判断して、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことはうかがわれる。

しかし、A社は、平成8年4月8日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、11年2月*日に破産終結しており、かつ、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社の複数の同僚は、「申立人がA社に勤務していたことは覚えているが、申立人が、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたかどうかまでは分からない。」と証言しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立期間当時の申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、扶養開始（終了）日については確認できないものの、申立人の氏名が当該原票の被扶養者欄に記載されていることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の1回目の被保険者資格の喪失日は昭和34年6月1日と記載され、当該名簿の「備考」欄には「34. 7. 11」と社会保険事務所（当時）における被保険者資格喪失届の受付日が記載されていることが確認できる上、同社における2回目の被保険者資格の取得日については、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び同社

に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和41年9月1日に新たな被保険者記号番号が払い出され、両資料とも被保険者資格取得日が、同年8月1日と記載されていることが確認できるとともに、当該原票の「備考」欄には、「41. 8. 31」と社会保険事務所における被保険者資格取得届の受付日とみられる記載も確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。
- 2 申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月21日から37年8月10日まで
② 昭和54年9月頃から57年8月頃まで
③ 昭和54年9月頃から57年9月頃まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①について脱退手当金が支給済みとなっていた。しかし、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、私は、B社の退職日は厚生年金保険の被保険者記録より後であり、C社の入社日は同記録より前であったと記憶している。申立期間②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①の脱退手当金について、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年11月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和37年8月10日）の前後約2年以内に資格を喪失し、2か月以内に厚生年金保険の被保険者資格を別の事業所等で再取得していない受給資格のある女性25人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録について、オンライン記録により確認したところ、24人（申立人を含む。）に支給記録が確認できる上、複数の同僚が、脱退手当金を受け取った旨証言している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の約1か月後に資格を喪失し、その後約4か月後に別の会社で厚生年金保険の被保険者資格を再取

得した、脱退手当金支給決定日が申立人と同日である同僚が、「再就職先の社会保険事務担当者が、A社に問い合わせたところ、既に、代理請求により脱退手当金を受取済みであると言われ、新規の厚生年金保険被保険者記号番号になったことを覚えている。」旨証言していることなどを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人等から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②について、昭和 55 年 11 月 21 日に B 社の厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「申立人の記憶が無い。」と証言している。

また、雇用保険の記録によれば、申立人は、B 社を昭和 54 年 9 月 12 日に離職していることが確認できるところ、当該離職日は、オンライン記録の資格喪失日（同年 9 月 14 日）とおおむね一致している。

さらに、B 社は、既に解散しており、当時の事業主も連絡先が明らかでないため、申立人の申立期間における継続勤務及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間③について、C 社から提出された人事記録及び同社の回答により、申立人が昭和 57 年 3 月 1 日から同社で勤務していたことは認められる。

しかし、当該人事記録によれば、申立人は、昭和 57 年 3 月 1 日にパート雇用、同年 5 月 21 日に臨時社員、同年 8 月 21 日に正社員になったと記録されており、当該正社員になったとされる日は、オンライン記録の資格取得日と一致しているところ、当該期間に C 社の厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「私は、臨時社員から正社員になって厚生年金保険に加入できた。」と証言している。

また、雇用保険の記録によれば、申立人は、昭和 57 年 8 月 21 日に C 社で雇用保険の資格を取得していることが確認できるところ、当該資格取得日は、オンライン記録及び同社保管の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の資格取得日と一致している。

さらに、C 社は、前述の人事記録等以外の資料は残っていないと回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、オンライン記録により、申立人は、昭和 54 年 9 月 14 日から 57 年 8 月 21 日までの期間において国民年金に加入し、当該期間に係る保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 25 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 6 月に A 社を辞めた。その後、同社からまた働いてくれと言われ、41 年から働いたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和 41 年 4 月 10 日以降の期間において A 社に勤務していたことが認められる。

しかし、A 社の当時の事務担当者は、「申立期間当時、中途入社の場合、入社後しばらくは厚生年金に加入させない場合があった。」と回答しているとともに、申立人と同時期に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚は、「自分も入社して 2 か月から半年後に被保険者資格を取得している。」旨証言していることから、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

また、A 社から提出された健康保険等索引簿によると、申立人の資格取得年月日は、昭和 41 年 6 月 1 日と記載されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5291

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月30日から4年10月20日まで
厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間に係る年金記録が空白となっているが、私は、A社の監査役及び事実上の事業主であり、途中で厚生年金保険被保険者資格を喪失させた覚えは無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の証言により、申立人は、申立期間において、A社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、申立期間当時、政府管掌健康保険の適用事業所であったことから、申立人が厚生年金保険の被保険者であれば、当該健康保険の被保険者であるべきところ、全国健康保険協会の記録によると、申立人は、申立期間を含む平成元年3月30日から4年10月25日までの期間において当該健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

また、当該記録によると、申立人の任意継続被保険者としての健康保険料は、各月の納付期限までに収納された記録が確認できる上、申立人は、当該保険料を自ら納付していたと証言している。

さらに、A社は、平成17年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、申立期間当時の厚生年金保険関係の資料を保管していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 6 月 28 日から同年 7 月 1 日まで

私は平成 14 年 6 月 28 日から A 事業所に勤務しているが、厚生年金保険被保険者資格取得日を、同年 7 月 1 日とする届出がなされた。同事業所は 22 年になり誤りに気付き、年金事務所で訂正手続きを行ったが、時効により申立期間が厚生年金保険の給付額に反映されていないので、申立期間についても、厚生年金保険の給付対象期間に入れてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立てどおり、同事業所からの記録訂正に係る届出に基づき平成 22 年 7 月 5 日付けで、14 年 6 月 28 日に訂正されており、申立期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならない期間とされている。

また、A 事業所から提出された、「役員就任承諾書」、「旅費明細及び領収書」等により、申立人は、申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が申立人から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合とされているところ、A 事業所から提出された賃金台帳及び申立人自身の証言により、申立人は、申立期間において給料を支払われておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月29日から同年8月29日まで
A社B支店に勤務していた際、徴用で強制的にC社D支店に送り込まれたが、申立期間の被保険者記録が無いことに納得できないので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のC社D支店に勤務するに至った経緯及び勤務状況に関する具体的な証言から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除については、当時の資料が残っておらず不明である。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、C社D支店の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶している同僚の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間においてC社の被保険者記録のある複数の同僚のうち、事情を聴取できた同僚（二人）は、申立人を覚えていないとしており、当時の厚生年金保険の取扱いに係る証言も得られない。

加えて、申立期間においてC社の被保険者記録のある同僚の厚生年金保険被保険者台帳には、同社D支店の被保険者記録が確認できるのに対し、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、オンライン記録と一致する申立期間の前後の期間におけるA社の被保険者記録が確認できるものの、申立期間に係るC社の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。